

# 障害者自立支援法施行規則

平成18・2・28・厚生労働省令 19号 = =  
改正平成18・3・31・厚生労働省令 78号 - -  
改正平成18・9・29・厚生労働省令 168号 - -  
改正平成19・4・1・厚生労働省令 72号 - - (施行 = 平成19年4月1日)  
改正平成19・9・25・厚生労働省令 112号 - - (施行 = 平成19年10月1日)  
改正平成20・3・31・厚生労働省令 77号 - - (施行 = 平成20年4月1日)

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、障害者自立支援法施行規則を次のように定める

## 第1章 総則

（法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設）

**第1条** 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設とする。

（法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）

**第1条の2** 法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、自立訓練及び就労移行支援とする。

（法第5条第2項及び第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

**第1条の3** 法第5条第2項及び第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助とする。

（法第5条第4項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

**第2条** 法第5条第4項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等（法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な保護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助とする。

（法第5条第5項に規定する厚生労働省令で定める障害者）

**第2条の2** 法第5条第5項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。

（法第5条第5項に規定する厚生労働省令で定める施設）

**第2条の3** 法第5条第5項に規定する厚生労働省令で定める施設は、病院とする。

（法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める障害者）

**第2条の4** 法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。

（法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設）

**第2条の5** 法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

（法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

**第2条の6** 法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。

（法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設）

**第3条** 法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

（法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

**第4条** 法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実施とする。

（法第5条第8項に規定する厚生労働省令で定める施設）

**第5条** 法第5条第8項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

（法第5条第8項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

**第6条** 法第5条第8項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援とする。

（法第5条第9項に規定する厚生労働省令で定める障害者等）

**第6条の2** 法第5条第9項に規定する厚生労働省令で定める障害者等は、常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする。

（法第5条第9項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）

**第6条の3** 法第5条第9項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

(法第5条第10項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第6条の4** 法第5条第10項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援とする。

(法第5条第11項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第6条の5** 法第5条第11項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

- 一 生活介護を受けている者
- 二 自立訓練又は就労移行支援(以下この号において「訓練等」という。)を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの

(法第5条第13項に規定する厚生労働省令で定める期間)

**第6条の6** 法第5条第13項に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(以下「自立訓練(機能訓練)」という。) 1年6月間
- 二 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(以下「自立訓練(生活訓練)」という。) 2年間(長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間)

(法第5条第13項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第6条の7** 法第5条第13項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 自立訓練(機能訓練) 身体障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所(法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。)又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援
- 二 自立訓練(生活訓練) 知的障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)又は精神障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

(法第5条第14項に規定する厚生労働省令で定める期間)

**第6条の8** 法第5条第14項に規定する厚生労働省令で定める期間は、2年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあつては、3年又は5年とする。

(法第5条第14項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第6条の9** 法第5条第14項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する65歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第5条第15項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第6条の10** 法第5条第15項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援
- 二 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(法第5条第17項第1号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第6条の11** 法第5条第17項第1号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下この条及び第65条の10において「介護者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等(法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(法第5条第17項第2号に規定する厚生労働省令で定める事項)

**第6条の12** 法第5条第17項第2号に規定する厚生労働省令で定める事項は、同号の依頼をした支給決定障害者等(同号に規定する支給決定障害者等をいう。)及びその家族の生活に対する意向、当該支給決定障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期、障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービスを提供する上での留意事項とする。

(法第5条第19項に規定する厚生労働省令で定める基準)

**第6条の13** 法第5条第19項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づき意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

(法第5条第21項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第6条の14** 法第5条第21項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

## 第2章 自立支援給付

### 第1節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給第

#### 第1款 支給決定等

(支給決定の申請)

**第7条** 法第20条第1項の規定に基づき支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
  - 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
  - 三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等(法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。第12条第3号及び第17条第3号において同じ。)の受給の状況
  - 四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設又は同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況
  - 五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいい、同条第2項に規定する訪問介護、同条第7項に規定する通所介護及び同条第9項に規定する短期入所生活介護に限る。第12条第7号及び第17条第7号において同じ。)を利用している場合には、その利用の状況
  - 六 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的内容
  - 七 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 一 負担上限月額(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ。)並びに療養介護に係る介護給付費又は特例介護給付費の支給決定の申請をしようとする障害者にあつては、療養介護医療費に係る負担上限月額(令第42条の4第1項に規定する負担上限月額をいう。)並びに法第70条第2項及び第71条第2項において準用する法第58条第3項第2号及び第3号の厚生労働大臣が定める額(第21条において「負担上限月額等」と総称する。)の算定のために必要な事項に関する書類
  - 二 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者が現に支給決定を受けている場合には、当該支給決定に係る受給者証(法第22条第5項に規定する受給者証をいう。以下同じ。)
  - 三 介護給付費及び特例介護給付費の支給決定に係る申請をしようとする障害者にあつては、医師の診断書
- 3 支給決定障害者等は毎年、前項第1号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

(法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項)

**第8条** 法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第20条第1項の申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
- 二 当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前条第1項第3号から第5号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況
- 三 当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容

(法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める者)

**第9条** 法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

- 一 法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」という。)のうち当該市町村から委託を受けて法第77条第1項第1号に規定する事業を行うもの
- 二 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)(法第21条第1項の障害程度区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設を利用する場合に必要な障害程度区分の認定に限る。)
- 三 介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人

(法第20条第3項に規定する厚生労働省令で定める者)

**第10条** 法第20条第3項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

( 令第10条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項 )

**第11条** 令第10条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、介護給付費及び特例介護給付費の支給決定を受けようとする障害者に係る医師の診断の結果とする。

( 法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項 )

**第12条** 法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第20条第1項の申請に係る障害者等の障害程度区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
- 三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設又は同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況
- 五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況
- 六 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(第3号から前号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況
- 七 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- 八 当該申請に係る障害者等の置かれている環境
- 九 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

( 法第22条第4項に規定する厚生労働省令で定める期間 )

**第13条** 法第22条第4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、1月間とする。

( 法第22条第5項に規定する厚生労働省令で定める事項 )

**第14条** 法第22条第5項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び受給者証番号
- 四 支給量(法第22条第4項に規定する支給量をいう。第16条及び第19条第2項において同じ。)
- 五 支給決定の有効期間(法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。以下同じ。)
- 六 障害程度区分
- 七 負担上限月額に関する事項
- 八 その他必要な事項

( 法第23条に規定する厚生労働省令で定める期間 )

**第15条** 法第23条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

- 一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行支援(第3号に掲げるものを除く。) 1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
- 二 療養介護、生活介護、共同生活介護、施設入所支援、就労継続支援及び共同生活援助 1月間から36月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
- 三 就労移行支援(第6条の8ただし書に規定する場合に限る。) 1月間から60月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

2 支給決定を行った日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を支給決定の有効期間とする。

( 法第24条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項 )

**第16条** 法第24条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。

( 支給決定の変更の申請 )

**第17条** 法第24条第1項の規定に基づき支給決定の変更の申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄
- 三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設又は同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況
- 五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況
- 六 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的内容
- 七 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
- 八 その他必要な事項

( 支給決定の変更の決定により受給者証の提出を求める場合の手続 )

**第18条** 市町村は、法第24条第2項の規定に基づき支給決定の変更の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第24条第2項の規定により支給決定の変更の決定を行った旨
  - 二 受給者証を提出する必要がある旨
  - 三 受給者証の提出先及び提出期限
- 2 前項の支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(準用)

**第19条** 第8条及び第9条の規定は、法第24条第3項において準用する法第20条第2項の調査について準用する。この場合において、第8条第1号中「法第20条第1項」とあるのは、「法第24条第1項」と読み替えるものとする。

2 第10条の規定は法第24条第3項において準用する法第20条第3項の調査について、第11条の規定は令第13条において準用する令第10条第1項の市町村審査会に対する通知について、第13条の規定は法第24条第3項において準用する法第22条第4項の支給量について、第14条(第4号及び第6号に限る。)の規定は法第24条第3項において準用する法第22条第5項の受給者証の交付について準用する。

(支給決定の取消しにより受給者証の返還を求める場合の手続)

**第20条** 市町村は、法第25条第1項の規定に基づき支給決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により支給決定障害者等に通知し、受給者証の返還を求めるものとする。

- 一 法第25条第1項の規定に基づき支給決定の取消しを行った旨
- 二 受給者証を返還する必要がある旨
- 三 受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(令第15条に規定する厚生労働省令で定める事項)

**第21条** 令第15条に規定する厚生労働省令で定める事項は、第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに負担上限月額等の算定のために必要な事項とする。

(申請内容の変更の届出)

**第22条** 令第15条の規定に基づき届出をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

- 一 当該届出を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該届出に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄
- 三 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容
- 四 その他必要な事項

2 前項の届出書には、同項第3号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の再交付の申請)

**第23条** 令第16条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄
- 三 申請の理由

2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

## 第2款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

(介護給付費又は訓練等給付費の支給)

**第24条** 市町村は、法第29条第1項の規定に基づき、毎月、介護給付費又は訓練等給付費を支給するものとする。

(特定費用)

**第25条** 法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- 一 療養介護 次に掲げる費用
  - イ 日用品費
  - ロ その他療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 二 生活介護 次に掲げる費用
  - イ 食事の提供に要する費用
  - ロ 創作的活動に係る材料費
- ハ 生産活動に係る材料費
- ニ 日用品費
- ホ その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 三 児童デイサービス 児童デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

四 短期入所 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 日用品費

ニ その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

五 共同生活介護又は共同生活援助 次に掲げる費用

イ 食材料費

ロ 家賃

ハ 光熱水費

ニ 日用品費

ホ その他共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

六 施設入所支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

七 自立訓練（宿泊型自立訓練（自立訓練（生活訓練）のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

八 宿泊型自立訓練 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 日用品費

ニ その他宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

九 就労移行支援又は就労継続支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 生産活動に係る材料費

ハ 日用品費

ニ 其他就労移行支援又は就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

（受給者証の提示）

**第26条** 支給決定障害者等は、法第29条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス等（同条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）を受けるに当たっては、その都度、指定障害福祉サービス事業者等に対して受給者証を提示しなければならない。

（令第17条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第27条** 令第17条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第1号に定める額を負担上限月額としたならば保護（生活保護法（昭和25年法律第144号）第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であって、同項第2号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第17条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める給付）

**第28条** 令第17条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この条において「法律第34号」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

- 五 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 六 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第6項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの
- 八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金
- 九 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく障害補償給付及び障害給付
- 十 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償
- 十一 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当

（令第17条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第29条** 令第17条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第2号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第3号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第17条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第30条** 令第17条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第3号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第4号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の申請）

**第31条** 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、法第30条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号（第14条第3号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄
- 三 支給を受けようとする特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額

2 前項の申請書には、同項第3号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

（法第31条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情）

**第32条** 法第31条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- 一 支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

### 第3款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

（法第32条第1項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等）

**第32条の2** 法第32条第1項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等は、障害福祉サービス（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。次条において同じ。）を利用する支給決定障害者等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- 二 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- 三 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

（サービス利用計画作成費の支給の申請）

**第32条の3** 法第32条第1項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄

2 前項の申請書には、受給者証を添付しなければならない。

3 市町村は、第1項の申請を行った支給決定障害者等が法第32条第1項に規定する計画作成対象障害者等（以下この条及び次条において「計画作成対象障害者等」という。）と認めるときは、サービス利用計画作成費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）を定めて当該支給決定障害者等に通知するとともに、支給期間を受給者証に記載することとする。

4 支給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する期間とする。

一 前条第1号に該当する計画作成対象障害者等と認めたる者 1月間から6月間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二 前条第2号又は第3号に該当する計画作成対象障害者等と認めたる者 当該支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間（二以上の障害福祉サービスを受ける場合にあっては、そのうち最も短いもの）の範囲内で月を単位として市町村が定める期間

（サービス利用計画作成費の支給の取消し）

**第32条の4** 市町村は、次の各号に掲げる場合には、サービス利用計画作成費の支給を行わないことができる。

一 計画作成対象障害者等が、法第32条第1項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 計画作成対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

2 前項の規定によりサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該サービス利用計画作成費に係る計画作成対象障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 サービス利用計画作成費の支給を行わないこととした旨

二 受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証の提出先及び提出期限

3 前項の計画作成対象障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市町村は、第1項のサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

（サービス利用計画作成費の支給）

**第32条の5** 市町村は、法第32条第1項の規定に基づき、毎月、サービス利用計画作成費を支給するものとする。

（令第20条第2項に規定する率の算定方法）

**第33条** 令第20条第2項に規定する率の算定については、同項の規定の適用がないものとした場合の支給決定障害者等利用者負担合算額（同条第1項に規定する支給決定障害者等利用者負担合算額をいう。次条第1項第3号において同じ。）の算定の対象となる令第20条第1項第2号の額を、同条第2項の規定の適用がないものとした場合の利用者負担世帯合算額（同条第1項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。次条第1項第2号において同じ。）の算定の対象となる令第20条第1項第2号の額で除すものとする。

（高額障害福祉サービス費の支給申請）

**第34条** 高額障害福祉サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号

二 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額

三 当該申請を行う支給決定障害者等に係る支給決定障害者等利用者負担合算額

四 当該申請を行う支給決定障害者等同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等又は施設給付決定保護者（児童福祉法第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者をいう。）であって、同一の月に障害福祉サービス又は指定施設支援（同法第24条の2第1項に規定する指定施設支援をいう。）を受けたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、施設受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の11第3号に規定する施設受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第25条第1項第4号に規定する被保険者証の番号をいう。）

2 前項の申請書には、同項第2号及び第3号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（法第34条第1項に規定する厚生労働省令で定める障害者）

**第34条の2** 法第34条第1項の厚生労働省令で定める障害者は、20歳未満である者及び20歳以上であって、令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものとする。

（特定障害者特別給付費の支給の申請等）

**第34条の3** 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者（法第34条第1項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請に係る特定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 特定入所サービス（法第34条第1項に規定する特定入所サービスをいう。）を受けている指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。附則第7条の2において同じ。）の名称

三 令第17条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する旨

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第17条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する者であることを証する書類

二 受給者証



- 三 令第21条の3第1項に規定する食費等の負担限度額の算定のために必要な事項に関する書類
- 3 市町村は、第1項の申請に基づき特定障害者特別給付費の支給の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を受給者証に記載することとする。
- 一 特定障害者特別給付費の額
  - 二 特定障害者特別給付費を支給する期間
- 4 特定障害者は、前項第2号に定める期間内において、第1項各号に掲げる事項又は前項第1号の特定障害者特別給付費の額の算定のために必要な事項について変更があったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。
- 一 当該届出を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
  - 二 第1項各号に掲げる事項又は特定障害者特別給付費の額の算定のために必要な事項のうち変更があった事項とその変更内容
  - 三 その他必要な事項
- 5 前項の届出書には、同項第2号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。  
(特例特定障害者特別給付費の支給の申請)
- 第34条の4** 特例特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。
- 一 当該申請を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号
  - 二 支給を受けようとする特例特定障害者特別給付費の額
- 2 前項の申請書には、同項第2号の特例特定障害者特別給付費の額を証する書類を添付しなければならない。  
(特定障害者特別給付費の額の変更)
- 第34条の5** 市町村は、特定障害者の所得の状況等に変更があったときは、第34条の3第3項第1号に掲げる事項の変更を行うことができる。この場合において、同号に掲げる事項について変更を行った市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により特定障害者に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。
- 一 第34条の3第3項第1号に掲げる事項を変更した旨
  - 二 受給者証を提出する必要がある旨
  - 三 受給者証の提出先及び提出期限
- 2 前項の特定障害者の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。
- 3 市町村は、第34条の3第3項第1号に掲げる事項に変更を行った場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。  
(特定障害者特別給付費等の支給の取消し)
- 第34条の6** 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費(以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。)の支給を行わないことができる。
- 一 特定障害者が、法第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。
  - 二 特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- 2 前項の規定により特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該特定障害者特別給付費等に係る特定障害者に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。
- 一 特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした旨
  - 二 受給者証を提出する必要がある旨
  - 三 受給者証の提出先及び提出期限
- 3 前項の特定障害者の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。
- 4 市町村は、第1項の特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

#### 第4款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者

(居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定の申請等)

- 第34条の7** 法第36条第1項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
  - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
  - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
  - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。）第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

**2** 居宅介護に係る法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下この項において「指定居宅介護」という。）の事業を行う事業所であって重度訪問介護に係る法第43条第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすものについては、重度訪問介護に係る法第29条第1項の指定を受けたものとする。ただし、指定居宅介護の事業を行う事業者が、別段の申出をしたときは、この限りでない。（療養介護に係る指定の申請）

**第34条の8** 法第36条第1項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の許可を受けた病院であることを証する書類

六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

七 利用者の推定数

八 事業所の管理者及びサービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号に規定するサービス管理責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

（生活介護に係る指定の申請）

**第34条の9** 法第36条第1項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第91条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

（児童デイサービスに係る指定の申請）

**第34条の10** 法第36条第1項の規定に基づき児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十二 その他指定に関し必要と認める事項

(短期入所に係る指定の申請)

**第34条の11** 法第36条第1項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する併設事業所(次号及び第7号において「併設事業所」という。)又は同条第2項の規定の適用を受ける施設の別をいう。)
- 六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第117条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)並びに設備の概要
- 七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第115条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員
- 八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 指定障害福祉サービス基準第125条において準用する指定障害福祉サービス基準第91条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

(重度障害者等包括支援に係る指定の申請)

**第34条の12** 法第36条第1項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 提供する障害福祉サービスの種類
- 六 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地
- 七 事業所の平面図
- 八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 指定障害福祉サービス基準第131条第3項の医療機関との協力体制の概要
- 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

(共同生活介護に係る指定の申請)

**第34条の13** 法第36条第1項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しな

ればならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第153条第1項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
- 十三 指定障害福祉サービス基準第151条の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要
- 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請）

**第34条の14** 法第36条第1項の規定に基づき自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第91条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項

（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請）

**第34条の15** 法第36条第1項の規定に基づき自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第91条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項

( 就労移行支援に係る指定の申請 )

**第34条の16** 法第36条第1項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第91条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 指定障害福祉サービス基準第180条第2項、第181条第2項及び第182条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称
- 十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

( 就労継続支援 A 型に係る指定の申請 )

**第34条の17** 法第36条第1項の規定に基づき第6条の10第1号の就労継続支援 A 型(以下「就労継続支援 A 型」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第91条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項

( 就労継続支援 B 型に係る指定の申請 )

**第34条の18** 法第36条第1項の規定に基づき第6条の10第2号の就労継続支援 B 型(以下「就労継続支援 B 型」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

- 十二 指定障害福祉サービス基準第 202 条において準用する指定障害福祉サービス基準第91条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項

(共同生活援助に係る指定の申請)

**第34条の19** 法第36条第 1 項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第 4 号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第 213 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 153 条第 1 項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第 2 項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 十三 指定障害福祉サービス基準第 213 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 151 条の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要
- 十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

(法第36条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

**第34条の20** 法第36条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス(第34条の22において「特定障害福祉サービス」という。)は、生活介護及び就労継続支援 B 型とする。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の更新)

**第34条の21** 第34条の 7 から前条までの規定は、法第41条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定の更新について準用する。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請)

**第34条の22** 法第37条第 1 項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者(特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 生活介護 第34条の 9 第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第10号に掲げる事項並びに利用定員
- 二 就労継続支援 B 型 第34条の18第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第10号に掲げる事項並びに利用定員

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

**第34条の23** 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第34条の 7 第 1 項第 4 号、第34条の 8 第 4 号、第34条の 9 第 4 号、第34条の10第 4 号、第34条の11第 4 号、第34条の12第 4 号、第34条の13第 4 号、第34条の14第 4 号、第34条の15第 4 号、第34条の16第 4 号、第34条の17第 4 号、第34条の18第 4 号及び第34条の19第 4 号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 居宅介護、重度訪問介護又は行動援護 第34条の 7 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第 5 号から第 7 号まで及び第11号に掲げる事項
- 二 療養介護 第34条の 8 第 1 号、第 2 号、第 4 号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第 6 号、第 8 号、第 9 号及び第13号に掲げる事項
- 三 生活介護 第34条の 9 第 1 号、第 2 号、第 4 号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第 5 号、第 7 号、第 8 号、第12号及び第13号に掲げる事項
- 四 児童デイサービス 第34条の10第 1 号、第 2 号、第 4 号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第 5 号から第 7 号まで及び第11号に掲げる事項
- 五 短期入所 第34条の11第 1 号、第 2 号、第 4 号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第 5 号、第 6 号、第 7 号(指定障害福祉サービス基準第 115 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)、第 8 号、第 9 号、第13号及び第14号に掲げる事項

- 六 重度障害者等包括支援 第34条の12第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第9号まで、第13号及び第14号に掲げる事項
- 七 共同生活介護 第34条の13第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号及び第12号から第14号までに掲げる事項
- 八 自立訓練（機能訓練） 第34条の14第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号、第12号及び第13号に掲げる事項
- 九 自立訓練（生活訓練） 第34条の15第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号、第12号及び第13号に掲げる事項
- 十 就労移行支援 第34条の16第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号及び第12号から第14号までに掲げる事項
- 十一 就労継続支援A型 第34条の17第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号、第12号及び第13号に掲げる事項
- 十二 就労継続支援B型 第34条の18第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号、第12号及び第13号に掲げる事項
- 十三 共同生活援助 第34条の19第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号及び第12号から第14号までに掲げる事項
- 2 前項の届出であって、同項第2号、第4号から第11号まで及び第13号に掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
  - 一 廃止、休止又は再開した年月日
  - 二 廃止又は休止した場合にあっては、その理由
  - 三 廃止又は休止した場合にあっては、現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置
  - 四 休止した場合にあっては、休止の予定期間
 （指定障害者支援施設の指定の申請等）

**第34条の24** 法第38条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

（指定障害者支援施設の指定の変更の申請）

- 一 施設の名称及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 提供する法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス（施設入所支援を除く。以下この条、次条及び第68条の2において同じ。）の種類
- 六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 七 利用者の推定数
- 八 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態（提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの従業員の勤務の体制及び勤務形態を明示するものとする。）
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。）第46条第1項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
- 十四 指定障害者支援施設基準第30条第2項、第31条第2項及び第32条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称（就労移行支援を行う場合に限る。）
- 十五 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項
- 十六 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定は、法第41条第1項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

（指定障害者支援施設の指定の変更の申請）

**第34条の25** 法第39条第1項の規定に基づき法第29条第1項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、前条第1項第1号、第2号、第5号から第7号まで及び第11号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る入所定員（生活介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を増加するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、同項第1号、第2号、第6号、第7号及び第11号に掲げる事項並びに入所定員を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

( 指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等 )

**第34条の26** 指定障害者支援施設の設置者は、第34条の24第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第6号、第8号、第9号及び第13号から第15号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

( 指定相談支援事業者の指定の申請等 )

**第34条の27** 法第40条において準用する法第36条第1項の規定に基づき指定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及び指定相談支援(法第32条第1項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。)の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所
- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係るサービス利用計画作成費の請求に関する事項
- 十二 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定は、法第41条第1項の指定相談支援事業者の指定の更新について準用する。

( 指定相談支援事業者の名称等の変更の届出等 )

**第34条の28** 指定相談支援事業者は、前条第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号まで及び第11号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 指定相談支援事業者は、指定相談支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあっては、その理由
- 三 廃止又は休止した場合にあっては、現に指定相談支援を受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合にあっては、休止の予定期間

## 第2節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

( 支給認定の申請等 )

**第35条** 法第53条第1項の規定に基づき支給認定(法第52条第1項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(育成医療(令第1条第1号に規定する育成医療をいう。以下同じ。))又は精神通院医療(同条第3号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。))に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)に提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該障害児との続柄
- 三 当該申請に係る障害者等が受けることを希望する自立支援医療の種類
- 四 当該申請に係る障害者等の医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。))をいう。以下同じ。)による被保険者証(日雇特別被保険者手帳(健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。))及び被扶養者証を含む。附則第8条において同じ。)、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称
- 五 支給認定基準世帯員(令第29条第1項に規定する支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。)の氏名
- 六 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあっては、その番号
- 七 当該申請に係る障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関(法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。)として希望するものの名称、所在地及び連絡先
- 八 令第29条第1項の基準に該当していることその他所得の状況に関する事項



九 高額治療継続者（令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者をいう。以下同じ。）に該当するかの別

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 医師の意見書又は診断書

二 前項第8号及び第9号の事項を証する書類その他負担上限月額（令第35条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者が現に支給認定を受けている場合には、当該支給認定に係る医療受給者証（法第54条第3項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。）

3 精神通院医療に係る第1項の申請は、同項の障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村（当該障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の所在地の市町村）を経由して行うものとする。

（法第54条第1項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類）

**第36条** 法第54条第1項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類は、次の各号に掲げるものとする。

一 育成医療

二 更生医療（令第1条第2号に規定する更生医療をいう。以下同じ。）

三 精神通院医療

（法第54条第1項ただし書に規定する厚生労働省令で定める種類の医療）

**第37条** 法第54条第1項ただし書に規定する厚生労働省令で定める種類の医療は、更生医療及び精神通院医療とする。

（支給認定基準世帯員）

**第38条** 令第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、支給認定に係る障害児の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合（第2号に掲げる場合に限る。）は、当該障害児の保護者及び当該支給認定に係る障害児の加入している国民健康保険の被保険者（当該支給認定に係る障害児以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害児と同一の世帯に属するものに限る。）とする。

一 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 当該支給認定に係る障害者等の加入している医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。）の規定による被保険者（当該支給認定に係る障害者等以外の者であって、かつ、健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。）

二 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険である場合 当該支給認定に係る障害者等の加入している国民健康保険の被保険者（当該支給認定に係る障害者等以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限る。）

三 支給認定に係る障害者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 当該支給認定に係る障害者の加入している後期高齢者医療の被保険者（当該支給認定に係る障害者以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害者と同一の世帯に属する者に限る。）

（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）

**第39条** 令第29条第1項の合算した額の算定については、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。

一 支給認定に係る障害者等が医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。）の規定による被保険者である場合又は被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である場合 当該支給認定に係る障害者等の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（令第29条第1項に規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（令第29条第1項に規定する所得割をいう。以下この条において同じ。）の額

二 前条ただし書に該当する場合又は同条第2号若しくは第3号に掲げる場合 当該支給認定に係る障害者等の市町村民税の所得割の額及び当該支給認定に係る障害者等に関する支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額

三 支給認定に係る障害者等が前2号のいずれにも該当しない者である場合 当該支給認定に係る障害者等に関する支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額

（指定自立支援医療機関の選定）

**第40条** 市町村等は、法第54条第2項の規定に基づき、支給認定に係る障害者等が受けることを希望する自立支援医療の種類に係る同項の指定を受けている指定自立支援医療機関の中から、当該支給認定に係る第35条第1項の申請における同項第7号の事項に係る記載を参考として、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けることが相当と認められるものを、当該支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療（法第58条第1項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）を受ける指定自立支援医療機関として定めるものとする。

（法第54条第3項に規定する厚生労働省令で定める事項）

**第41条** 法第54条第3項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地及び生年月日

二 支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地及び当該障害児との続柄

三 交付の年月日及び受給者番号

四 支給認定に係る障害者等が受ける指定自立支援医療の種類

- 五 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の名称、所在地及び連絡先
- 六 負担上限月額に関する事項
- 七 支給認定の有効期間（法第55条に規定する支給認定の有効期間をいう。）
- 八 支給認定に係る障害者等が受ける指定自立支援医療が育成医療及び更生医療である場合においては、医療の具体的方針
- 九 その他必要な事項

（令第30条に基づく医療受給者証の交付）

**第42条** 精神通院医療に係る医療受給者証の交付は、令第30条の規定に基づき、第35条第1項の申請の際に経由した市町村を經由して行うことができる。

（法第55条に規定する厚生労働省令で定める期間）

**第43条** 法第55条に規定する厚生労働省令で定める期間は、1年以内であって、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な期間とする。

（法第56条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項）

**第44条** 法第56条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第54条第2項の規定に基づき定められた指定自立支援医療機関
- 二 負担上限月額及び負担上限月額に関する事項
- 三 第41条第8号に掲げる医療の具体的方針

（支給認定の変更の申請）

**第45条** 法第56条第1項の規定に基づき支給認定の変更を申請しようとする支給認定障害者等（法第54条第3項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

- 一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該障害児との続柄
- 三 前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの
- 四 その他必要な事項

2 前項の申請書には、同項第3号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 精神通院医療に係る第1項の申請については、第35条第3項の規定を準用する。

（令第32条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項）

**第46条** 令第32条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第35条第1項各号（第3号及び第7号を除く。）に掲げる事項及び負担上限月額の算定のために必要な事項とする。

（申請内容の変更の届出）

**第47条** 令第32条第1項の規定に基づき届出をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

- 一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該障害児との続柄
- 三 現に当該支給認定障害者等が受けている支給認定に係る自立支援医療の種類
- 四 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容
- 五 その他必要な事項

2 前項の届出書には、同項第4号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 精神通院医療に係る第1項の届出については、第35条第3項の規定を準用する。

（医療受給者証の再交付の申請）

**第48条** 令第33条第1項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。

- 一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該障害児との続柄
- 三 申請の理由

2 医療受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その医療受給者証を添えなければならない。

3 医療受給者証の再交付を受けた後、失った医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村等に返還しなければならない。

4 精神通院医療に係る第1項の申請及び前項の返還については、第35条第3項の規定を準用する。

5 精神通院医療に係る医療受給者証の再交付については、第42条の規定を準用する。

（医療受給者証の返還を求める場合の手続）

**第49条** 市町村等は、法第57条第1項の規定に基づき支給認定の取消しを行ったときは、同条第2項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により支給認定障害者等に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

- 一 法第57条第1項の規定に基づき支給認定の取消しを行った旨
- 二 医療受給者証を返還する必要がある旨

三 医療受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の支給認定障害者等の医療受給者証が既に市町村等に提出されているときは、市町村等は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(自立支援医療費の支給)

**第50条** 市町村等は、法第58条第1項の規定に基づき、毎月、自立支援医療費を支給するものとする。

2 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、法第58条第5項の規定により当該支給認定障害者等に支給すべき自立支援医療費は当該指定自立支援医療機関に対して支払うものとする。

(医療受給者証の提示)

**第51条** 支給認定に係る障害者等は、法第58条第2項の規定に基づき指定自立支援医療を受けるに当たっては、その都度、指定自立支援医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

(令第35条第1項第2号に規定する額の算定方法)

**第52条** 令第35条第1項第2号に規定する合算した額を算定する場合は、第39条の規定を準用する。

(令第35条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める者)

**第53条** 令第35条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第2号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第3号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第35条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める給付)

**第54条** 令第35条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める給付は、第28条各号に掲げる給付とする。

(令第35条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者)

**第55条** 令第35条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第3号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第4号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第35条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者)

**第56条** 令第35条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第4号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第5号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

**第57条** 法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院又は診療所の名称及び所在地
- 二 開設者の住所及び氏名又は名称
- 三 保険医療機関(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。第59条において同じ。)である旨
- 四 標ぼうしている診療科名(担当しようとする自立支援医療の種類に関係があるものに限る。)
- 五 担当しようとする自立支援医療の種類
- 六 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴
- 七 指定自立支援医療(育成医療又は更生医療に限る。)を行うために必要な設備の概要
- 八 診療所(育成医療又は更生医療を行うものに限る。)にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員
- 九 その他必要な事項

2 法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする薬局の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 薬局の名称及び所在地
- 二 開設者の住所及び氏名又は名称
- 三 保険薬局(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。第59条において同じ。)である旨
- 四 調剤のために必要な設備及び施設の概要
- 五 担当しようとする自立支援医療の種類
- 六 その他必要な事項

3 法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする指定訪問看護事業者等(指定訪問看護事業者(健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。))又は指定居宅サービス事業者(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいい、訪問看護(同法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。)を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業(健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業をいう。))又は訪問看護に係る居宅サービス事業(介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業をいう。)を行う事業所をいう。以下同じ。)の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等である旨
- 四 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護(健康保険法第88条第1項又は高齢者医療確保法第78条第1項に規定する指定訪問看護をいう。)又は訪問看護に係る指定居宅サービス(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)に従事する職員の定数

五 担当しようとする自立支援医療の種類

六 その他必要な事項

(法第59条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設)

**第58条** 法第59条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

(厚生労働省令で定める指定自立支援医療機関)

**第59条** 法第60条第2項で準用する健康保険法第68条第2項の厚生労働省令で定める指定自立支援医療機関は、保険医(健康保険法第64条に規定する保険医をいう。)である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師(健康保険法第64条に規定する保険薬剤師をいう。)である薬剤師の開設する保険薬局であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

(良質かつ適切な医療の提供)

**第60条** 指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療を提供するに当たっては、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むために良質かつ適切な医療を厚生労働大臣が定めるところにより提供しなければならない。

(変更の届出を行うべき事項)

**第61条** 法第64条に規定する厚生労働省令で定める事項は、指定自立支援医療機関が病院又は診療所であるときは第57条第1項各号(第1号及び第5号を除く。)に掲げる事項とし、薬局であるときは同条第2項各号(第1号及び第5号を除く。)に掲げる事項とし、指定訪問看護事業者等であるときは同条第3項各号(第1号及び第5号を除く。)に掲げる事項とする。

(変更の届出)

**第62条** 指定自立支援医療機関の開設者等(法第59条第1項の規定に基づき指定を受けた病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者等をいう。次条及び第64条において同じ。)は、前条の事項に変更があったときは、法第64条の規定に基づき、変更のあった事項及びその年月日を、速やかに当該指定自立支援医療機関の所在地(当該指定自立支援医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地をいう。以下同じ。)の都道府県知事に届け出なければならない。

(届出)

**第63条** 指定自立支援医療機関の開設者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

- 一 当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき。
- 二 医療法第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、介護保険法第77条第1項又は薬事法(昭和35年法律第145号)第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたとき。

(指定辞退の申出)

**第64条** 法第65条の規定に基づき指定を辞退しようとする指定自立支援医療機関の開設者等は、その旨を、当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

(療養介護医療費の支給)

**第64条の2** 市町村は、法第70条第1項の規定に基づき、毎月、療養介護医療費を支給するものとする。

**2** 支給決定を受けた障害者が指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により当該支給決定を受けた障害者に支給すべき療養介護医療費は当該指定障害福祉サービス事業者に対して支払うものとする。

(基準該当療養介護医療費の支給の申請)

**第64条の3** 基準該当療養介護医療費の支給を受けようとする特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者は、法第71条第1項の規定に基づき、第31条第1項各号に掲げる事項のほか、支給を受けようとする基準該当療養介護医療費の額を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

**2** 前項の申請書には、同項の基準該当療養介護医療費の額を証する書類を添付しなければならない。

(令第42条の4第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第1号から第3号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額の算定方法)

**第64条の4** 令第42条の4第2項の規定により読み替えて適用する同項第1号から第3号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第1号に掲げる額と同項第3号に掲げる額の合計額を控除して得た額(その額が1万円を下回る場合には1万円とする。)とする。ただし、令第42条の4第1項第1号に掲げる者については、その額が40,200円を超えるときは、40,200円とし、同項第2号に掲げる者については、その額が24,600円を超えるときは、24,600円とし、同項第3号に掲げる者については、その額が15,000円を超えるときは、15,000円とする。

**2** 前項の規定にかかわらず、要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)である者であって、令第42条の4第2項第2号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第2項の規定により読み替えて適用する同項第1号から第3号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額を1万円としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、1万円とする。

(令第42条の4第3項に規定する率の算定方法)

**第64条の5** 令第42条の4第3項に規定する率の算定については、次の各号に掲げる額を、当該各号に掲げる額の合計額で除すものとする。

- 一 支給決定障害者（令第42条の4第1項に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第11条の3において同じ。）が同一の月に受けた指定療養介護医療（令第42条の4第2項に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。）（食事療養（健康保険法第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。次号において同じ。）及び生活療養（同項第2号に規定する生活療養をいう。次号において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
- 二 支給決定障害者が同一の月に受けた基準該当療養介護医療（法第71条第1項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

（診療報酬の請求、支払等）

**第65条** 市町村等が法第73条第1項の規定に基づき医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定自立支援医療機関、指定療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所（法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所をいう。）（以下この条において「指定自立支援医療機関等」と総称する。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の定めるところにより、当該指定自立支援医療機関等が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、市町村等は、当該指定自立支援医療機関等に対し、都道府県知事が当該指定自立支援医療機関等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織、高齢者医療確保法に定める後期高齢者医療診療報酬審査委員会又は介護保険法第179条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

3 法第73条第4項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

（法第74条第2項に規定する厚生労働省令で定める機関）

**第65条の2** 法第74条第2項に規定する厚生労働省令で定める機関は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とする。

### 第3節 補装具費の支給

（令第43条の3第2号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第65条の3** 令第43条の3第2号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第1号に定める額を負担上限月額（同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。）としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第2号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第43条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める給付）

**第65条の4** 令第43条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める給付は、第28条各号に掲げる給付とする。

（令第43条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第65条の5** 令第43条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第2号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第3号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第43条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第65条の6** 令第43条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第3号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第4号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（補装具費の支給の申請）

**第65条の7** 法第76条第1項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第1号から第5号までに掲げる事項を記載した申請書及び第6号から第8号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第9号及び第10号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、第6号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

- 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る補装具の種目、名称、製造事業者名及び販売事業者名又は修理事業者名
- 四 身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあっては、その番号
- 五 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第43条の2第1項に規定する者の所得が同条第2項の基準未満であることその他所得の状況に関する事項
- 六 医師の意見書又は診断書

- 七 第5号の事項を証する書類その他負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類
  - 八 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要する費用の見積り
  - 九 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収証
  - 十 当該申請に係る補装具の購入又は修理の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に、同項第1号から第5号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第6号及び第7号に掲げる添付書類を提出することができる。  
(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

**第65条の8** 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第9条第6項に規定する身体障害者更生相談所及び次条に定める機関(次項において「身体障害者更生相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

- 2 身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給に係る補装具に関し、当該支給に係る障害者等の身体に適合したものとなるよう、当該補装具の販売事業者又は修理事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。  
(法第76条第3項に規定する厚生労働省令で定める機関)

**第65条の9** 法第76条第3項に規定する厚生労働省令で定める機関は、指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)及び保健所とする。

### 第3章 地域生活支援事業

(法第77条第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第65条の10** 法第77条第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。  
(法第77条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める方法)

**第65条の11** 法第77条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

(法第77条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第65条の12** 法第77条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、同号に規定する手話通訳等を行う者の派遣及び設置その他障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であって同号の厚生労働大臣が定めるものの給付及び貸与とする

(法第77条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める施設)

**第65条の13** 法第77条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

(法第77条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第65条の14** 法第77条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

(法第78条第1項に規定する厚生労働省令で定める事業)

**第65条の15** 法第78条第1項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。

### 第4章 事業及び施設

(障害福祉サービス事業等に関する届出)

**第66条** 法第79条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業の種類(障害福祉サービス事業を行おうとする者にとっては、障害福祉サービスの種類を含む。)及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の定数及び職務の内容
- 五 主な職員の氏名及び経歴
- 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にとっては、当該市町村の名称を含む。)
- 七 障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。)、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)、地域活動支援センターを運営する事業又は福祉ホームを運営する事業を行おうとする者にとっては、当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所を行おうとする場合に限る。)、所在地及び利用定員
- 八 事業開始の予定年月日

2 法第79条第2項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとする。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

**第67条** 法第79条第3項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第1項各号に掲げる事項とする。

**第68条** 法第79条第4項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

( 障害者支援施設に関する届出 )

**第68条の2** 法第83条第3項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 施設障害福祉サービスの種類及び内容
- 三 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要
- 四 事業内容及び運営の方法
- 五 利用定員
- 六 職員の定員及び主な職員の履歴書
- 七 収支予算書
- 八 事業の開始の予定年月日

**第68条の3** 令第43条の4第1項の規定により障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 二 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
- 三 施設の建物及び設備の処分

### 第5章 雑則

( 身分を示す証明書の様式 )

**第69条** 法第9条第2項及び法第10条第2項において準用する法第9条第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第1号のとおりとする。

2 法第11条第3項において準用する法第9条第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第2号のとおりとする。

3 法第48条第2項において準用する法第9条第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第3号のとおりとする。

4 法第66条第2項において準用する法第9条第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第4号のとおりとする。

5 法第81条第2項において準用する法第9条第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第5号のとおりとする。

( 大都市の特例 )

**第70条** 令第51条第1項の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第35条第1項及び第2項 第40条 第45条第1項及び第2項 第47条第1項及び第2項 第48条第1項及び第3項 第50条 第65条第1項及び第2項	市町村等	指定都市
第57条 第62条 第63条 第64条 第65条第2項 第66条第2項	都道府県知事	指定都市の市長
第65条の15	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なもの	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導及び発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業
第68条の3	市町村	指定都市以外の市町村

(中核市の特例)

**第71条** 令第51条第2項の規定により、地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第35条第1項及び第2項 第40条 第45条第1項及び第2項 第47条第1項及び第2項 第48条第1項及び第3項 第50条 第65条第1項及び第2項	市町村等	中核市
第57条 第62条 第63条 第64条 第65条第2項 第66条第2項	都道府県知事	中核市の市長
第65条の15	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なもの	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導その他特に専門性の高い相談支援事業
第68条の3	市町村	中核市以外の市町村

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この省令は、平成18年4月1日から施行する。

(法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置)

**第1条の2** 法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第1条の2中「及び就労移行支援」とあるのは、「就労移行支援及び就労継続支援(法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。)」とする。

(法第5条第9項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置)

**第1条の3** 法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第6条の3中「及び就労継続支援」とあるのは、「及び就労継続支援並びに旧法施設支援(法附則第20条に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものに限る。)」とする。

(法第23条に規定する厚生労働省令で定める期間に関する経過措置)

**第1条の4** 法附則第19条第1項の規定により支給決定を受けたものとみなされた障害者に係る法第23条に規定する厚生労働省令で定める期間は、平成18年10月1日におけるその者に係る法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第17条の11第3項第1号又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第15条の12第3項第1号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間の残存期間と同一の期間とする。

2 平成18年10月1日以降に旧法施設支援(法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。附則第7条において同じ。)の支給決定をされた者に係る法第23条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1月間から36月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日である場合にあっては、1月間から36月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

**第1条の5** 平成18年10月1日になされた支給決定(前条各項に規定するものを除く。)に係る第15条の規定の適用については、同条第1項第1号中「12月間」とあるのは「18月間」と、同項第2号中「36月間」とあるのは「42月間」とする。

(特定費用に係る経過措置)

**第2条** 法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第25条第6号中「施設入所支援」とあるのは、「施設入所支援又は旧法施設支援(法附則第20条に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものを除く。)」とする。

(法附則第9条の規定により読み替えて適用する法第29条第3項に規定する額の算定方法)

**第3条** 法附則第9条の規定により読み替えて適用する法第29条第3項に規定する額は、同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。



(法附則第12条の規定により読み替えて適用する法第29条第8項及び第32条第6項に規定する厚生労働省令で定める法人)

**第4条** 法附則第12条の規定により読み替えて適用する法第29条第8項及び第32条第6項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であって、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 当該法人が法第29条第8項又は第32条第6項の規定による支払に関する事務(次号において「受託事務」という。)を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 二 当該法人が受託事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

(サービス利用計画作成費の支給に係る経過措置)

**第5条** 第32条の2から第32条の5までの規定の適用については、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第32条の2中「及び共同生活援助」とあるのは、「共同生活援助及び旧法施設支援(法附則第20条に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものを除く。)」とする。

(令附則第11条に規定する厚生労働省令で定める要件)

**第6条** 令附則第11条第1項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- 一 次のいずれかに該当していること。
  - イ 当該支給決定障害者等が所有する現金及び預貯金等(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第31条第2号に規定する預貯金等をいう。)(以下この条において「現金等」と総称する。)の合計額として市町村が認めた額が、500万円以下であること。
  - ロ 当該支給決定障害者等が所有する現金等の合計額が500万円を超える場合に、当該現金等の合計額から相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令(昭和25年政令第71号)第4条の10各号に規定する財産その他これに準ずるものとして市町村が認めたもの(次項において「障害者非課税信託等」という。)を控除して得た額として市町村が認めた額が、500万円以下であること。
  - 二 当該支給決定障害者等が、その扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)がその居住の用に供する家屋又は土地以外に資産を所有していないことにつき、市町村が認定したこと。
- 2 令附則第11条第2項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- 一 次のいずれかに該当していること。
  - イ 当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(当該世帯の生計を主として維持する者に限る。)が所有する現金等の合計額として市町村が認めた額が、1000万円以下(当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者がいない場合にあっては、500万円以下)であること。
  - ロ 当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(当該世帯の生計を主として維持する者に限る。)が所有する現金等の合計額が1000万円(当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者がいない場合にあっては、500万円)を超える場合に、当該現金等の合計額から障害者非課税信託等を控除して得た額として市町村が認めた額が、1000万円以下(当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者がいない場合にあっては、500万円以下)であること。
  - 二 当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(当該世帯の生計を主として維持する者に限る。)が、その扶養義務者がその居住の用に供する家屋又は土地以外に資産を所有していないことにつき、市町村が認定したこと。

(令附則第11条第1項の規定により読み替えて適用する令第17条第1項第2号及び第21条第2号並びに同項第3号及び同条第3号に規定する支給決定障害者等の所得の状況を勘案して定める額の算定方法)

**第7条** 令附則第11条第1項の規定により読み替えて適用する令第17条第1項第2号及び第21条第2号並びに同項第3号及び同条第3号に規定する支給決定障害者等の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額(同項第2号及び同条第2号に掲げる者については、その額が24,600円を超えるときは、24,600円とし、同項第3号及び同条第3号に掲げる者については、その額が15,000円を超えるときは、15,000円とする。)とする。

- 一 障害福祉サービス(療養介護、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援に限る。以下この条において同じ。)のあった月の属する年の前年(障害福祉サービスのあった月が1月から6月までの場合にあっては前々年。以下この号において同じ。)に得た収入の額(国又は地方公共団体から特定の用途に充てることを目的として支給され、当該用途に費消される金銭その他障害福祉サービスに要する費用に充てることができない収入として市町村が認めた収入を除く。)を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)から当該障害福祉サービスのあった月の属する年の前年の租税及び社会保険料(所得税法(昭和40年法律第33号)第74条第1項の規定による社会保険料をいう。)の費用を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を控除して得た額として市町村が認定した額(以下「認定月収額」という。)が66,667円以下である支給決定障害者等であって、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援(第3号において「共同生活介護等」という。)を受けているもの 零
- 二 認定月収額が66,667円を超える支給決定障害者等であって、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援(法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設(法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮に限る。)に係るものに限る。)を受けているもの イ及びロに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる額
  - イ 工賃(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第44条に規定する工賃をいう。)、賃金その他の就労による収入(以下「就労収入」という。)並びに第28条各号に掲げる給付及びこれらに準ずる給付として市町村が認めたもの(以下「年金等収入」という。)の合計額(以下「就労

等収入額」という。)が66,667円を超える支給決定障害者等 就労等収入額から66,667円と次の表の上欄に掲げる就労収入の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額(以下「就労収入控除額」という。)との合計額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。以下「控除後就労等収入額」という。)に100分の15を乗じて得た額(控除後就労等収入額が40,000円を超える場合には、6,000円と当該控除後就労等収入額から40,000円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額との合計額とする。)と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額との合計額を加えて得た額

就労収入の額	就労収入控除額
3,000円以下の額	3,000円(厚生労働大臣が定める者については、就労収入の額)
3,000円を超え24,000円以下の額	就労収入の額
24,000円を超える額	24,000円と就労収入の額から24,000円を控除して得た額に100分の30を乗じて得た額との合計額

- 就労等収入額が66,667円以下である支給決定障害者等 認定月収額から66,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額
  - 三 認定月収額が66,667円を超える支給決定障害者等であって、共同生活介護等を受けているもの(前号に掲げる者を除く。)イ及びロに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる額
    - イ 就労等収入額が66,667円を超える支給決定障害者等 控除後就労等収入額に2分の1を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額の合計額
    - ロ 就労等収入額が66,667円以下である支給決定障害者等 認定月収額から66,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額
  - 四 認定月収額が令第42条の4第2項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額(同号に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の合計額に限る。以下同じ。)と同項第3号に掲げる額の合計額を下回る支給決定障害者等であって、療養介護を受けているもの 認定月収額から同項第2号に掲げる額と同項第3号に掲げる額の合計額を控除して得た額
  - 五 認定月収額が令第42条の4第2項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額と同項第3号に掲げる額の合計額を超える支給決定障害者等であって、療養介護を受けているもの 同項第1号に掲げる額
- (令附則第11条第2項の規定により読み替えて適用する令第17条第1項第1号から第3号までに規定する支給決定障害者等の所得の状況を勘案して定める額)

**第7条の2** 令附則第11条第2項の規定により読み替えて適用する令第17条第1項第1号から第3号までに規定する支給決定障害者等の所得の状況を勘案して定める額は、次の表の第1欄に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる同項の規定中同表の第3欄に掲げる額を、同表の第4欄に掲げる額と読み替えて適用する額とする。

旧法指定施設(法附則第20条に規定する旧法指定施設をいう。以下この条において同じ。)に通う者又は生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けた者(これらと併せて短期入所に係る支給決定を受けた者を含む。)	第1号	37,200円	9,300円
	第2号	24,600円	3,750円
	第3号	15,000円	3,750円
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者	第1号	37,200円	9,300円
	第2号	24,600円	6,150円
	第3号	15,000円	3,750円
指定障害者支援施設等若しくは旧法指定施設に入所する者(指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除く。)又は療養介護に係る支給決定を受けた者(いずれも20歳未満の者に限る。)	第1号	37,200円	18,600円
	第2号	24,600円	12,300円
	第3号	15,000円	7,500円

2 前項の場合において、支給決定障害者等が同項の表の第1欄に掲げる二以上の区分に該当する場合であって、当該区分に係る同表の第4欄に掲げる額が異なるときは、当該支給決定障害者等に係る負担上限月額は、同項の規定にかかわらず、そのうち最も高い額とする。

(法附則第13条の自立支援医療に関する経過措置)

**第8条** 法の施行の日において現に法附則第25条の規定による改正前の児童福祉法第20条第1項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給を受けている障害児の保護者、法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第19条第1項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給を受けている障害者並びに法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項の規定による医療に必要な費用の負担を受けている障害者及び障害児の保護者であって、自立支援医療費の支給を受けようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。

- 一 当該提出に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該提出に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該障害児との続柄
- 三 当該提出に係る障害者等が受けることを希望する自立支援医療の種類
- 四 当該提出に係る障害者等の医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称
- 五 支給認定基準世帯員の氏名
- 六 身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあつては、その番号

七 当該提出に係る障害者等が指定自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関として希望するものの名称、所在地及び連絡先

八 令第29条第1項の基準に該当していることその他所得の状況に関する事項

九 高額治療継続者に該当するかの別

2 前項の規定による申請書の提出については、第35条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定は、市町村等が法の施行の日以後に法第52条第1項の規定による支給認定を行うことを妨げるものではない。

4 法附則第13条による支給認定の有効期間は、1年以内であって、かつ、法附則第25条の規定による改正前の児童福祉法第20条第1項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給を受けている障害児、法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第19条第1項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給を受けている障害者並びに法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項の規定による医療に必要な費用の負担を受けている障害者及び障害児の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な期間とする。

5 令第51条第1項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、第1項中「市町村等」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

6 令第51条第2項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、第1項中「市町村等」とあるのは「中核市」と読み替えるものとする。

(法附則第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準等)

**第9条** 法附則第14条第1項の厚生労働省令で定める基準は、精神障害の特性に応じ、精神通院医療を適切に実施することができる態勢を整えていることとする。

2 法附則第14条第2項の厚生労働省令で定める期間は、1年間とする。

(支給認定に係る経過的特例)

**第10条** 令附則第12条の合算した額の算定については、第39条の規定を準用する。

2 令附則第13条第2項第2号及び第3号の合算した額を算定する場合には、第52条の規定を準用する。

**第11条** 平成18年9月30日以前に行われる支給認定に係る有効期間は、第43条の規定にかかわらず、1年6月以内であって、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な期間とする。

(令附則第13条の2に規定する厚生労働省令で定める要件)

**第11条の2** 令附則第13条の2に規定する厚生労働省令で定める要件は、附則第6条各号のいずれにも該当していることとする。

(令附則第13条の2の規定により読み替えて適用する令第42条の4第1項第2号及び第3号に規定する支給決定障害者の所得の状況を勘案して定める額の算定方法)

**第11条の3** 令附則第13条の2の規定により読み替えて適用する令第42条の4第1項第2号及び第3号に規定する支給決定障害者の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者の区分に応じ、当該各号に定める額(令第42条の4第1項第2号に掲げる者については、その額が24,600円を超えるときは、24,600円とし、同項第3号に掲げる者については、その額が15,000円を超えるときは、15,000円とする。)とする。

一 認定月収額が令第42条の4第2項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額と同項第3号に掲げる額の合計額を下回る支給決定障害者 零

二 認定月収額が令第42条の4第2項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額と同項第3号に掲げる額の合計額を超える支給決定障害者 認定月収額から同項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額と同項第3号に掲げる額の合計額を控除して得た額

(児童福祉法施行規則の一部改正)

**第12条** 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の一部を次のように改正する。

第1条から第1条の4までを次のように改める。

**第1条から第1条の4まで** 削除

第1条の5中「法第6条の2第10項」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第1項」に、「児童居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいい、同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされたものを含む。)」に改める。

第1条の5の2及び第1条の5の5中「第6条の2第13項」を「第6条の2第4項」に改める。

第7条を次のように改める。

**第7条** 削除

第8条第1項中「第21条の3第1項」を「第21条の9の4第1項」に、「指定育成医療機関」を「指定療育機関」に改め、同条第2項中「指定育成医療機関」を「指定療育機関」に、「育成医療」を「療育医療」に改め、同条第3項中「指定育成医療機関」を「指定療育機関」に改める。

第11条中「第21条の9第4項」を「第21条の9第5項」に改める。

第16条中「第21条の9第6項」を「第21条の9第7項」に改める。

第18条第1項中「第21条の9第8項において準用する法第21条の3第1項」を「第21条の9の4第1項」に改め、同条第2項を削る。

第19条から第21条の18までを次のように改める。

**第19条から第21条の18まで** 削除

第36条の2第1項第7号中「児童デイサービス事業、児童短期入所事業又は」及び「(児童短期入所事業及び児童自立生活援助事業に係るものに限る。)」を削る。

第49条の8第1項第4号中「第21条の4(法第21条の9第8項において準用する場合を含む。)」を「第21条の9の5」に改め、同項第5号中「第21条の9第4項」を「第21条の9第5項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第50条の2の表第7条第1項第8条第1項及び第2項の項中「第7条第1項」を削り、同表第18条第2項において準用する第8条第3項の項及び第21条の14第21条の15第21条の16第21条の17第1項及び第3項の項を削る。

第18条第2項において準用する第8条第3項	都道府県	指定都市
	都道府県知事	指定都市の市長
第21条の14 第21条の15 第21条の16 第21条の17第1項及び第3項	都道府県知事	指定都市の市長

第50条の3の表第7条第1項第8条第1項及び第2項の項中「第7条第1項」を削り、同表第18条第2項において準用する第8条第3項の項及び第21条の14第21条の15第21条の16第21条の17第1項及び第3項の項を削る。

第18条第2項において準用する第8条第3項	都道府県	中核市
	都道府県知事	中核市の市長
第21条の14 第21条の15 第21条の16 第21条の17第1項及び第3項	都道府県知事	中核市の市長

第3号様式の裏面中

(以下略)

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

**第13条** 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)の一部を次のように改正する。

第1条から第1条の4までを次のように改める。

**第1条から第1条の4まで** 削除

第1条の5の見出し中「第4条の2第9項」を「第4条の2第1項」に改め、同条中「法第4条の2第9項」を「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第4条の2第1項」に、「身体障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいい、同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされたものを含む。)」に改める。

第1条の6(見出しを含む。)中「第4条の2第10項」を「第4条の2第2項」に改める。

第1条の7(見出しを含む。)中「第4条の2第11項」を「第4条の2第3項」に改める。

第1条の8中「更生医療」を「自立支援医療(障害者自立支援法第5条第18項に規定する自立支援医療をいう。)のうち、更生医療(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第2号に規定する更生医療をいう。第3条第3号において同じ。)」に改める。

第3条第3号中「法第19条第1項の規定による更生医療の給付」を「更生医療」に改める。

第9条から第9条の14までを次のように改める。

**第9条から第9条の14まで** 削除

第9条の15を次のように改める。

(特定費用)

**第9条の15** 法第17条の10第1項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる指定施設支援(同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 身体障害者更生施設支援、身体障害者療護施設支援及び身体障害者授産施設支援(通所による指定施設支援を行う場合を除く。) 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

二 身体障害者更生施設支援、身体障害者療護施設支援及び身体障害者授産施設支援(通所による指定施設支援を行う場合に限る。) 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

第9条の15の次に次の1条を加える。

(法第17条の10第2項第2号に規定する100分の10に相当する額の算定方法)

**第9条の15の2** 法第17条の10第2項第2号に規定する100分の10に相当する額は、同項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

第9条の16第1項第1号中「、性別」を削り、同項第3号中居宅生活支援費を「介護給付費等（障害者自立支援法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）」に改め、同項第5号を削り、同条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。ただし、第1号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第9条の16第2項第1号中「法第17条の10第2項第2号に掲げる額（以下「施設利用者負担額」という。）」を「負担上限月額（令第13条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「次条第1号」を「第9条の17第1号」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を提出したものとみなすことができる。

第9条の16第5項中「施設利用者負担額」を「負担上限月額」に改め、同条の次に次の7号を加える。  
（令第13条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第9条の16の2** 令第13条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第1号に定める額を負担上限月額としたならば保護（生活保護法（昭和25年法律第144号）第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、同項第2号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。  
（令第13条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める給付）

**第9条の16の3** 令第13条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める給付は次の各号に掲げるものとする。

- 一 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この条において「法律第34号」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 三 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 四 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 六 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第6項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの
- 八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金
- 九 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく障害補償給付及び障害給付
- 十 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償
- 十一 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当、特別障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当

（令第13条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第9条の16の4** 令第13条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第2号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第3号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第13条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第9条の16の5** 令第13条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第3号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第4号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第13条第2項及び第17条の4第2項に規定する厚生労働省令で定める者）

**第9条の16の6** 令第13条第2項及び第17条の4第2項に規定する指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者は、指定身体障害者更生施設等（法第17条の10第1項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に通う者とする。

2 令第13条第2項及び第17条の4第2項に規定する指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者は、指定知的障害者更生施設等（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に通う者とする。

( 令第13条第2項及び第17条の4第2項に規定する厚生労働省令で定める要件 )

**第9条の16の7** 令第13条第2項及び第17条の4第2項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

一 次のいずれかに該当していること。

イ 当該施設支給決定身体障害者が所有する現金、預貯金等(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第31条第2号に規定する預貯金等をいう。)及び郵便貯金(所得税法(昭和40年法律第33号)第9条の2第1項に規定する郵便貯金をいう。)(以下この号において「現金等」と総称する。)の合計額として市町村が認めた額が、3,500,000円以下であること。

ロ 当該施設支給決定身体障害者が所有する現金等の合計額が3,500,000円を超える場合に、当該現金等の合計額から相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令(昭和25年政令第71号)第4条の10各号に規定する財産その他これに準ずるものとして市町村が認めたものの価額を控除して得た額として市町村が認めた額が、3,500,000円以下であること。

二 当該施設支給決定身体障害者が、その扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)がその居住の用に供する家屋や土地以外に資産を所有していないことにつき、市町村が認定したこと。

(令第13条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号及び第3号並びに令第17条の4第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号及び第3号に規定する施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して定める額の算定方法)

**第9条の16の8** 令第13条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号及び第3号並びに令第17条の4第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号及び第3号に規定する施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる施設支給決定身体障害者の区分に応じ、当該各号に定める額(令第13条第1項第2号及び第17条の4第1項第2号に掲げる者については、その額が24,600円を超えるときは、24,600円とし、令第13条第1項第3号及び第17条の4第1項第3号に掲げる者については、その額が15,000円を超えるときは、15,000円とする。)とする。

一 指定施設支援、知的障害者福祉法第15条の11第1項に規定する指定施設支援(以下この条及び第9条の28第1項第4号において「知的障害者指定施設支援」という。)又は共同生活援助(障害者自立支援法第5条第16項に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。)(以下この号において「指定施設支援等」と総称する。)のあつた月の属する年の前年(指定施設支援等のあつた月が1月から6月までの場合にあつては前々年。以下この号において同じ。)に得た収入の額(国又は地方公共団体から特定の用途に充てることを目的として支給され、当該用途に費消される金銭その他指定施設支援等に要する費用に充てることができない収入として市町村が認めた収入を除く。)を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)から当該指定施設支援等のあつた月の属する年の前年の租税及び社会保険料(所得税法第74条第1項の規定による社会保険料をいう。)の費用を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を控除して得た額として市町村が認定した額(以下この条及び第9条の31において「認定月収額」という。)が66,667円以下である施設支給決定身体障害者

二 認定月収額が66,667円を超える施設支給決定身体障害者であつて、指定施設支援又は知的障害者指定施設支援(知的障害者通勤療養支援(知的障害者福祉法第5条第5項に規定する知的障害者通勤療養支援をいう。次号において同じ。))に係るものを除く。)を受けているもの

イ及びロに掲げる施設支給決定身体障害者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 工賃(身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第63条に規定する工賃をいう。)、賃金その他の就労による収入並びに第9条の16の3各号に掲げる給付及びこれらに準ずる給付として市町村が認めたものの合計額(以下「就労等収入額」という。)が66,667円を超える施設支給決定身体障害者 就労等収入額から69,667円(厚生労働大臣が定める者については、66,667円)を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に2分の1を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額の合計額

ロ 就労等収入額が66,667円以下である施設支給決定身体障害者 認定月収額から66,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

三 認定月収額が66,667円を超える施設支給決定身体障害者であつて、知的障害者指定施設支援(知的障害者通勤療養支援に係るものに限る。)又は共同生活援助を受けているもの

イから八までに掲げる施設支給決定身体障害者の区分に応じ、それぞれイから八までに掲げる額

イ 就労等収入額が109,667円を超える施設支給決定身体障害者 6,000円に認定月収額から109,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額

ロ 就労等収入額が66,667円を超え109,667円以下である施設支給決定身体障害者 就労等収入額から69,667円を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に100分の15を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額の合計額

八 就労等収入額が66,667円以下である施設支給決定身体障害者 認定月収額から66,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

第9条の17第4号中「居宅生活支援費」を「介護給付費等」に改め、同条第5号中「身体障害者居宅支援」を「障害福祉サービス(障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいい、同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下同じ。))」に改める。

第9条の18の見出し中「施設利用者負担額」を「負担上限月額」に改め、同条中「施設利用者負担額」を「負担上限月額」に改め、「及びその扶養義務者」を削る。

第9条の20第1項第1号中「、性別」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「施設利用者負担額」を「負担上限月額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項を削る。

第9条の21第1項第1号中「、性別」を削る。

第9条の22を次のように改める。

(法第17条の11第11項に規定する厚生労働省令で定める法人)

**第9条の22** 法第17条の11第11項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 当該法人が法第17条の11第10項の規定による支払に関する事務(次号において「受託事務」という。)を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

第9条の23中「第17条の10第3項」を「第17の10第4項」に改め、同条第1号中「、性別」を削る。

第9条の25の次に次の8条を加える。

(法第17条の13の2に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

**第9条の26** 法第17条の13の2に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- 一 施設支給決定身体障害者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 施設支給決定身体障害者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 施設支給決定身体障害者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 施設支給決定身体障害者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(令第17条の3第2項に規定する率の算定方法)

**第9条の27** 令第17条の3第2項に規定する率の算定については、同項の規定の適用がないものとした場合の施設支給決定身体障害者利用者負担合算額(同条第1項に規定する施設支給決定身体障害者利用者負担合算額をいう。次条第1項第3号において同じ。)の算定の対象となる令第17条の3第1項第3号の額を、同条第2項の規定の適用がないものとした場合の利用者負担世帯合算額(同条第1項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。次条第1項第2号において同じ。)の算定の対象となる令第17条の3第1項第3号の額で除すものとする。

(高額施設訓練等支援費の支給申請)

**第9条の28** 高額施設訓練等支援費の支給を受けようとする施設支給決定身体障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う施設支給決定身体障害者の氏名、居住地、生年月日及び施設受給者証番号(第9条の20第2号に規定する施設受給者証番号をいう。第4号において同じ。)
- 二 当該申請を行う施設支給決定身体障害者に係る利用者負担世帯合算額
- 三 当該申請を行う施設支給決定身体障害者に係る施設支給決定身体障害者利用者負担合算額
- 四 当該申請を行う施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属する当該施設支給決定身体障害者以外の施設支給決定身体障害者、施設支給決定知的障害者(知的障害者福祉法第15条の12第5項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。)又は支給決定障害者等(障害者自立支援法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)であつて、同一の月に指定施設支援、知的障害者指定施設支援又は障害福祉サービスを受けたものの氏名、生年月日及び施設受給者証番号、知的障害者福祉法による施設受給者証番号(知的障害者福祉法施行規則(昭和35年厚生省令第16号)第25条第2号に規定する施設受給者証番号をいう。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第25条第1項第4号に規定する被保険者証の番号をいう。)又は障害者自立支援法による受給者証番号(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第14条第3号に規定する受給者証番号をいう。)

2 前項の申請書には、同項第2号及び第3号に掲げる額を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(法第17条の13の4第1項に規定する指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者)

**第9条の29** 法第17条の13の4第1項に規定する指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者は、指定身体障害者更生施設等に通う者とする。

(法第17条の13の4第1項に規定する所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者)

**第9条の30** 法第17条の13の4第1項に規定する所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者は、20歳未満である者及び20歳以上であつて、令第13条第1項第2号から第4号までに掲げる者とする。

(令第17条の5第1項に規定する所得の状況その他の事情を勘案して定める額の算定方法)

**第9条の31** 令第17条の5第1項に規定する所得の状況その他の事情を勘案して算定した額は、次の各号に掲げる特定入所者(法第17条の13の4第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 20歳以上である特定入所者 次のイからニまでに掲げる特定入所者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額イ 認定月収額が66,667円を超える特定入所者(八及びニに掲げる者を除く。) 66,667円から食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として特定入所者の年齢等を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下こ

の号及び次号において「その他生活費」という。)を控除して得た額と認定月収額から66,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額の合計額

口 認定月収額が66,667円以下である特定入所者(八及び二に掲げる者を除く。) 認定月収額からその他生活費を控除して得た額。ただし、その額が家計における1人当たりの食事及び居住に要する費用として厚生労働大臣が定める額(以下この号において「最低負担額」という。)を下回る場合は、最低負担額とする。

八 指定施設支援のあつた月において要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)である特定入所者であつて、食費等の負担限度額(令第17条の5第1項に規定する食費等の負担限度額をいう。)を最低負担額以上イ又は口により算定した額未満とした場合には保護を必要としない状態となるもの 最低負担額以上イ又は口により算定した額未満の範囲内で特定入所者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

二 指定施設支援のあつた月において被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。)である特定入所者 最低負担額

二 20歳未満である特定入所者 次のイに掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額

イ 家計における1人当たりの平均的な支出額として特定入所者及びその保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額

口 特定入所者の負担上限月額、指定施設支援の提供に要する費用及び特定入所者の保護者の所得の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額にその他生活費を加えて得た額

(特定入所者食費等給付費の申請等)

**第9条の32** 特定入所者食費等給付費の支給を受けようとする特定入所者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る特定入所者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 指定施設支援を受けている指定身体障害者更生施設等の名称
- 三 令第13条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する旨

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 一 令第13条第1項第2号から第4号までに該当する者であることを証する書類
- 二 施設受給者証

3 市町村は、第1項の申請に基づき特定入所者食費等給付費の支給の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載して、施設受給者証を交付するものとする。

- 一 特定入所者食費等給付費の額
- 二 特定入所者食費等給付費を支給する期間

4 第9条の16第4項から第6項まで及び第9条の18の規定は、特定入所者食費等給付費の支給について準用する。この場合において、第9条の16第4項中「第2項第1号」とあるのは、「第9条の32第2項第1号」とする。

(準用)

**第9条の33** 第9条の22の規定は、法第17条の13の4第2項において準用する法第17条の11第11項に規定する厚生労働省令で定める法人について準用する。

第10条中「居宅支給決定、支給量の変更若しくは居宅支給決定の取消し又は」を削り、「若しくは施設支給決定」を「又は施設支給決定」に改める。

第11条から第11条の4までを次のように改める。

**第11条から第11条の4まで** 削除

第11条の5中「(法第17条の10第1項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。次条において同じ。)」を削り、同条第11号中「施設訓練等支援費」の下に「及び特定入所者食費等給付費」を加える。

第12条の2第1項第1号中「、性別」を削り、同項第3号中「居宅生活支援費」を「介護給付費等」に改める。

第13条の2から第13条の7までを削る。

第20条の2の見出し中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同条第1項第7号中「身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「、所在地」を「及び所在地」に改め、「及び入所定員(身体障害者短期入所事業に係るものに限る。)」を削る。

第20条の3を削る。

第22条の5第1項を削り、同条第2項中「において準用する法第17条の21第2項」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第22条の6第1項中第2号から第4号までを削り、同項第5号を同項第2号とする。

第24条の表及び第25条の表中「第11条」、「第11条の2」、「第11条の3」、「第11条の4第1項及び第3項」、「第13条の3」、「第13条の5」、「第13条の6」及び「第13条の7」を削る。

別表第1号中「更生医療」を「自立支援医療(更生医療)」に改める。

別表第5号の2から別表第10号の2までを次のように改める。

別表第5号の2から別表第10号の2まで 削除

別表第13号を次のように改める。

別表第13号 削除

別表第14号を次のように改める。



別表第14号（第22条の5関係）（略）

（以下略）

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

**第14条** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を次のように改める。

**第10条及び第11条** 削除

第12条中「精神病院若しくは」を「精神病院又は」に改め、「又は法第32条第1項の病院若しくは診療所、薬局若しくは指定訪問看護事業者等（以下この条において「医療機関等」という。）」を削り、「当該医療機関等」を「当該精神病院又は指定病院」に改める。

第34条の2から第34条の5までを削る。

（知的障害者福祉法施行規則の一部改正）

**第15条** 知的障害者福祉法施行規則（昭和35年厚生省令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までを次のように改める。

**第1条から第4条まで** 削除

第5条の見出し中「第4条第11項」を「第4条第1項」に改め、同条中「法第4条第11項」を「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「法」という。）第4条第1項」に、「知的障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいい、同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされたものを含む。）」に改める。

第6条から第19条までを次のように改める。

**第6条から第19条まで** 削除

第20条を次のように改める。

（特定費用）

**第20条** 法第15条の11第1項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 知的障害者更生施設支援及び知的障害者授産施設支援（通所による指定施設支援を行う場合を除く。）並びに知的障害者通勤寮支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

二 知的障害者更生施設支援及び知的障害者授産施設支援（通所による指定施設支援を行う場合に限る。） 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

第20条の次に次の1条を加える。

（法第15条の11第2項第2号に規定する100分の10に相当する額の算定方法）

**第20条の2** 法第15条の11第2項第2号に規定する100分の10に相当する額は、同項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

第21条第1項第1号中「、性別」を削り、同項第3号中「居宅生活支援費」を「介護給付費等（障害者自立支援法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）」に改め、同項第5号を削り、同条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。ただし、第1号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第21条第2項第1号中「法第15条の11第2項第2号に掲げる額（以下「施設利用者負担額」という。）」を「負担上限月額（知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号。以下「令」という。）第3条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「次条第1号」を「第22条第1号」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を提出したものとみなすことができる。

第21条第5項中「施設利用者負担額」を「負担上限月額」に改め、同条の次に次の7条を加える。

（令第3条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第21条の2** 令第3条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第1号に定める額を負担上限月額としたならば保護（生活保護法（昭和25年法律第144号）第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、同項第2号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第3条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める給付）

**第21条の3** 令第3条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める給付は次の各号に掲げるものとする。

- 一 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この条において「法律第34号」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 三 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 四 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 六 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第6項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの
- 八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金
- 九 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく障害補償給付及び障害給付
- 十 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償
- 十一 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当、特別障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当

（令第3条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第21条の4** 令第3条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第2号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第3号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第3条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第21条の5** 令第3条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第3号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第4号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第3条第2項及び第7条の4第2項に規定する厚生労働省令で定める者）

**第21条の6** 令第3条第2項及び第7条の4第2項に規定する指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者は、指定知的障害者更生施設等（法第15条の11第1項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に通う者とする。

2 令第3条第2項及び第7条の4第2項に規定する指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者は、指定身体障害者更生施設等（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に通う者とする。

（令第3条第2項及び第7条の4第2項に規定する厚生労働省令で定める要件）

**第21条の7** 令第3条第2項及び第7条の4第2項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- 一 次のいずれかに該当していること。
  - イ 当該施設支給決定知的障害者が所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第31条第2号に規定する預貯金等をいう。）及び郵便貯金（所得税法（昭和40年法律第33号）第9条の2第1項に規定する郵便貯金をいう。）（以下この号において「現金等」と総称する。）の合計額として市町村が認めた額が、3,500,000円以下であること。
  - ロ 当該施設支給決定知的障害者が所有する現金等の合計額が3,500,000円を超える場合に、当該現金等の合計額から相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令（昭和25年政令第71号）第4条の10各号に規定する財産その他これに準ずるものとして市町村が認めたものの価額を控除して得た額として市町村が認めた額が、3,500,000円以下であること。
- 二 当該施設支給決定知的障害者が、その扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）がその居住の用に供する家屋や土地以外に資産を所有していないことにつき、市町村が認定したこと。  
（令第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号及び第3号並びに令第7条の4第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号及び第3号に規定する施設支給決定知的障害者の所得の状況を勘案して定める額の算定方法）

**第21条の8** 令第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号及び第3号並びに令第7条の4第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号及び第3号に規定する施設支給決定知的障害者の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる施設支給決定知的障害者の区分に応じ、当該各号に定める額（令第3条第1項第2号及び第7条の4第1項第2号に掲げる者については、その額が24,600円を超えるときは、24,600円とし、令第3条第1項第3号及び第7条の4第1項第3号に掲げる者については、その額が15,000円を超えるときは、15,000円とする。）とする。

- 一 指定施設支援、身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援（以下この条及び第30条の4第1項第4号において「身体障害者指定施設支援」という。）又は共同生活援助（障害者自立支援法第5条第16項に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。）（以下この号において「指定施設支援等」と総称する。）のあつた月の属する年の前年（指定施設支援等のあつた月が1月から6月までの場合にあつては前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の用途に充てることを目的として支給され、当該用途に費消される金銭その他指定施設支援等に要する費用に充てることができない収入として市町村が認めた収入を除く。）を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該指定施設支援等のあつた月の属する年の前年の租税及び社会保険料（所得税法第74条第1項の規定による社会保険料をいう。）の費用を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額として市町村が認定した額（以下この条及び第30条の7において「認定月収額」という。）が66,667円以下である施設支給決定知的障害者 零
- 二 認定月収額が66,667円を超える施設支給決定知的障害者であつて、指定施設支援（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）又は身体障害者指定施設支援を受けているもの イ及びロに掲げる施設支給決定知的障害者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる額
  - イ 工賃（知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第59条に規定する工賃をいう。）、賃金その他の就労による収入並びに第21条の3各号に掲げる給付及びこれらに準ずる給付として市町村が認めたものの合計額（以下「就労等収入額」という。）が66,667円を超える施設支給決定知的障害者 就労等収入額から69,667円（厚生労働大臣が定める者については、66,667円）を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に2分の1を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額の合計額
  - ロ 就労等収入額が66,667円以下である施設支給決定知的障害者 認定月収額から66,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額
- 三 認定月収額が66,667円を超える施設支給決定知的障害者であつて、指定施設支援（知的障害者通勤寮支援に係るものに限る。）又は共同生活援助を受けているもの イから八までに掲げる施設支給決定知的障害者の区分に応じ、それぞれイから八までに掲げる額
  - イ 就労等収入額が109,667円を超える施設支給決定知的障害者 6,000円に認定月収額から109,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額
  - ロ 就労等収入額が66,667円を超え109,667円以下である施設支給決定知的障害者 就労等収入額から69,667円を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に100分の15を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額の合計額
- 八 就労等収入額が66,667円以下である施設支給決定知的障害者 認定月収額から66,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

第22条第4号中「居宅生活支援費」を「介護給付費等」に改め、同条第5号中「知的障害者居宅支援」を「障害福祉サービス（障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいい、同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下同じ。）」に改める。

第23条の見出し中「施設利用者負担額」を「負担上限月額」に改め、同条中「施設利用者負担額」を「負担上限月額」に改め、「及びその扶養義務者」を削る。

第25条第1項第1号中「、性別」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「施設利用者負担額」を「負担上限月額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項を削る。

第26条第1項第1号中「、性別」を削る。

第27条を次のように改める。

（法第15条の12第11項に規定する厚生労働省令で定める法人）

**第27条** 法第15条の12第11項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 当該法人が法第15条の12第10項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

第28条中「第15条の11第3項」を「第15条の11第4項」に改め、同条第1号中「、性別」を削る。

第30条の次に次の8条を加える。

（法第15条の14の2に規定する厚生労働省令で定める特別の事情）

**第30条の2** 法第15条の14の2に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- 一 施設支給決定知的障害者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 施設支給決定知的障害者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 施設支給決定知的障害者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 施設支給決定知的障害者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

( 令第7条の3第2項に規定する率の算定方法 )

**第30条の3** 令第7条の3第2項に規定する率の算定については、同項の規定の適用がないものとした場合の施設支給決定知的障害者利用者負担合算額(同条第1項に規定する施設支給決定知的障害者利用者負担合算額をいう。次条第1項第3号において同じ。 )の算定の対象となる令第7条の3第1項第3号の額を、同条第2項の規定の適用がないものとした場合の利用者負担世帯合算額(同条第1項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。次条第1項第2号において同じ。 )の算定の対象となる令第7条の3第1項第3号の額で除すものとする。

( 高額施設訓練等支援費の支給申請 )

**第30条の4** 高額施設訓練等支援費の支給を受けようとする施設支給決定知的障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う施設支給決定知的障害者の氏名、居住地、生年月日及び施設受給者証番号(第25条第2号に規定する施設受給者証番号をいう。第4号において同じ。 )

二 当該申請を行う施設支給決定知的障害者に係る利用者負担世帯合算額

三 当該申請を行う施設支給決定知的障害者に係る施設支給決定知的障害者利用者負担合算額

四 当該申請を行う施設支給決定知的障害者と同一の世帯に属する当該施設支給決定知的障害者以外の施設支給決定知的障害者、施設支給決定身体障害者(身体障害者福祉法第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。 )又は支給決定障害者等(障害者自立支援法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。 )であつて、同一の月に指定施設支援、身体障害者指定施設支援又は障害福祉サービスを受けたものの氏名、生年月日及び施設受給者証番号、身体障害者福祉法による施設受給者証番号(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第9条の20第2号に規定する施設受給者証番号をいう。 )、介護保険法(平成9年法律第123号)による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第25条第1項第4号に規定する被保険者証の番号をいう。 )又は障害者自立支援法による受給者証番号(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第14条第3号に規定する受給者証番号をいう。 )

2 前項の申請書には同項第2号及び第3号に掲げる額を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

( 法第15条の14の4第1項に規定する知的障害者通勤寮に入所する者その他の厚生労働省令で定める者 )

**第30条の5** 法第15条の14の4第1項に規定する知的障害者通勤寮に入所する者その他の厚生労働省令で定める者は、知的障害者通勤寮に入所する者及び指定知的障害者更生施設等(知的障害者通勤寮を除く。 )に通う者とする。

( 法第15条の14の4第1項に規定する所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者 )

**第30条の6** 法第15条の14の4第1項に規定する所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者は、20歳未満である者及び20歳以上であつて、令第3条第1項第2号から第4号までに掲げる者とする。

( 令第7条の5第1項に規定する所得の状況その他の事情を勘案して定める額の算定方法 )

**第30条の7** 令第7条の5第1項に規定する所得の状況その他の事情を勘案して定める額は、次の各号に掲げる特定入所者(法第15条の14の4第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。 )の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 20歳以上である特定入所者 次のイからニまでに掲げる特定入所者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額  
イ 認定月収額が66,667円を超える特定入所者(八及びニに掲げる者を除く。 ) 66,667円から食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として特定入所者の年齢等を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下この号及び次号において「その他生活費」という。 )を控除して得た額と認定月収額から66,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額の合計額

ロ 認定月収額が66,667円以下である特定入所者(八及びニに掲げる者を除く。 ) 認定月収額からその他生活費を控除して得た額。ただし、その額が家計における1人当たりの食事及び居住に要する費用として厚生労働大臣が定める額(以下この号において「最低負担額」という。 )を下回る場合は、最低負担額とする。

八 指定施設支援のあつた月において要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。 )である特定入所者であつて、食費等の負担限度額(令第7条の5第1項に規定する食費等の負担限度額をいう。 )を最低負担額以上イ又はロにより算定した額未満とした場合には保護を必要としない状態となるもの 最低負担額以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で特定入所者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

二 指定施設支援のあつた月において被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。 )である特定入所者 最低負担額

二 20歳未満である特定入所者 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 家計における1人当たりの平均的な支出額として特定入所者及びその保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。 )の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額

ロ 特定入所者の負担上限月額、指定施設支援の提供に要する費用及び特定入所者の保護者の所得の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額にその他生活費を加えて得た額

( 特定入所者食費等給付費の申請 )

**第30条の8** 特定入所者食費等給付費の支給を受けようとする特定入所者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る特定入所者の氏名、居住地及び生年月日
  - 二 指定施設支援を受けている指定知的障害者更生施設等の名称
  - 三 令第3条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する旨
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 一 令第3条第1項第2号から第4号までに該当する者であることを証する書類
  - 二 施設受給者証
- 3 市町村は、第1項の申請に基づき特定入所者食費等給付費の支給の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載して、施設受給者証を交付するものとする。
- 一 特定入所者食費等給付費の額
  - 二 特定入所者食費等給付費を支給する期間
- 4 第21条第4項から第6項まで及び第23条の規定は、特定入所者食費等給付費の支給について準用する。この場合において、第21条第4項中「第2項第1号」とあるのは、「第30条の8第2項第1号」とする。
- (準用)

**第30条の9** 第27条の規定は、法第15条の14の4第2項において準用する法第15条の12第11項に規定する厚生労働省令で定める法人について準用する。

第31条中「居宅支給決定、支給量の変更若しくは居宅支給決定の取消し又は」を削り、「若しくは施設支給決定」を「又は施設支給決定」に改める。

第32条から第36条までを次のように改める。

**第32条から第36条まで** 削除

第37条中「(法第15条の11第1項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。次条において同じ。)」を削り、同条第11号中「施設訓練等支援費」の下に「及び特定入所者食費等給付費」を加える。

第41条の見出し中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同条第1項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とする。

第42条を次のように改める。

**第42条** 削除

第43条第1項を削り、同条第2項中「において準用する法第15条の21第2項」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第46条及び第47条中「、第32条から第35条まで、第36条第1項及び第3項」を削り、「第37条並びに」を「第37条及び」に改める。

別表第1号から別表第3号までを次のように改める。

別表第1号から別表第3号まで 削除

別表第4号を次のように改める。

(以下略)